

未だ全く白状もせざる者を誅するは、公の政道に非ず。罪の疑はしきは是を軽くせよと書にも見えれば、いかゞ。其の上大槻が餘類だもいまだ刑の定らざる者あり。佐七一入刑を定めらるゝは如何なる謂れぞや。得と糺して明らかべき事よと理を盡して演べけるに、衆皆此の言に服し、國君へ此の由を言上し、先づ其の日の刑罰は止みにけり。其後此事打捨て在りけるが、國君の年忌に當り大赦ありて、佐七が罪をも宥められ、出牢をぞしたりける。佐七は獄舎を出でしより、篠原氏が一言に死罪をまぬかれたりと悦び、夫よりして毎朝未明に篠原氏が屋敷の門前に至り拜をなし、再生の恩を謝しける事生涯おこたる事なかりき。寔に佐七は恩を知る者と謂ふべし。禽獸猶恩を知る、人として恩を知らざるは禽獸におとれりとぞ。按ずるに、内藏允が配所は五箇山の祖山村也。此の禁錮にて自害せしは、寛延元年九月十二日の夜なり。佐七が事は、于今世俗の傳説も前件の次第なれども、其の身五箇山へ往きたるにはあらず。謙徳公年譜に云ふ。五箇山流罪大槻内藏允、寛延元年の秋頃食を持來る百姓之内方便を以て、金澤表に遠慮仕罷

有る大槻長左衛門・園田兵太夫方に預りける母等へ文通す。其取次は小松屋佐七也。返書持行く時、金銀以下多葉粉・きせる・硯杯之類百姓取次ぎ獄中へ入れ、其金子を以て百姓を偽り與之、小刀を買求め、小刀に而獄中に自害す。依之兄大槻長左衛門禁錮、母並園田兵太夫母共禁牢被命、兵太夫・大槻長太夫は人持組寺西市正・篠嶋織部へ被指預、其外一類縁者共嚴敷遠慮被命。とあり。又金澤町會所留記に載せたる寛延元年九月廿九日町奉行上申書左の如し。

大槻内藏允、今般於配所相果候付、番人等手前邊吟味候處、御當地才川河原町小松屋佐七与申者方致書通、其節兩刀帶候者罷越、通書並菓子袋持參仕候旨申願候間、佐七手前相尋可申旨、御郡奉行千秋三郎太夫より申越候付、即剌佐七召寄邊吟味候處、當八月二日・同廿四日兩度、祖山村十左衛門与申者罷越申聞候は、内藏允最前召仕候老女増田与申者方、内藏允より之書狀致持參、相届候様頼申候。右女大槻長左衛門方に罷有候故、佐七持參仕相届申候。其後兩度共、長左衛門佐七方相越、返書之由に而致持參、右十左衛門に長左衛門直に相渡申候。右之外致通路候儀

は無御座旨佐七申聞候に付、今晚縮仕置、明日より禁牢申付候。長左衛門手前御尋之趣も可有御座哉与、早速右之趣申上候。以上。

九月廿九日

戸田與一郎

篠原六郎左衛門

奥村助右衛門様

按ずるに、右上申書等に小松屋佐七とあるは、則ち鳥屋佐七が事なり。屋號は小松屋と稱すれど、商賣方に付き世人鳥屋と呼びたるものなり。越路鏡と云ふ冊子には、内藏允が召仕ひける市藏と云ふ者五ヶ山に至り、饅頭に毒を入れて内藏允へ與へたるよし載せたり。全く後人の誤聞なる事いちじるし。又混見摘寫には、大槻内藏允朝元罪科によつて、延享五年の夏越中五箇山の内祖山村へ禁錮刑に被仰付ける處、配所において奸謀を以て、番人の百姓十左衛門といふものに深くしたしみ、兄大槻長左衛門へ書状を通じ、金子を取寄せ、村の内徘徊せし乞食鉢の小助といふ者に方金百疋相渡し、小刀を買よせ、みづから咽喉をば突きて天誅をうけたりけり。右小助といふものは、岩淵村の百

姓安兵衛といふ者のいとこなり。然るに礪波郡かんまく野の鷹の巢見など、禁錮へ通ぜし事もや可有之哉との疑あるにより、公事場へ召出し、種々吟味有之といへども、聊か以て通ぜし事など仕らざるよし、明白に申聞けしるゆゑ恙なく歸りけり。其節鷹巢見四人の内森源内といふもの由緒を尋ねけるに、瑞龍公の時右四人の先祖を召抱えられ、四人に二百石賜はり、太田但馬の奉書于今所持す。今は扶持米等も賜はらず。刀を帶する事はくるしからず。とあり。右傳話共にて考ふるに、大槻が變死の事判然せざるに依りて、此の時種々公事場に於て糺明ありしこと知られけり。されば鳥居佐七の陳述したることも、其の實否は詳かならず。

○釜屋小路

此の小路を河原町より片町へ出る往來に而、昔は河原町西側中程より、此の小路の東側へかけて、釜屋藤右衛門が邸地なり。故に小路の名に呼べり。

○釜屋藤右衛門傳

釜屋藤右衛門は、河原町草創以來の舊家にて、數代爰に居